



有機農産物流通における産消提携の機能に関する研究

波多野, 豪

(Degree)

博士 (農学)

(Date of Degree)

1996-03-31

(Date of Publication)

2008-09-18

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲1536

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.11501/3116885>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1001536>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏名・(本籍)	はたの 波多野 豪	(京都府)
博士の専攻 分野の名称	博士(農学)	
学位記番号	博い第19号	
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当	
学位授与の日付	平成8年3月31日	
学位論文題目	有機農産物流通における産消提携の機能に関する研究	

審査委員	主査 教授 保田 茂
	教授 加古 敏之 教授 津川 兵衛

論文内容の要旨

1980年代後半から有機農産物の需要が顕在化し、生産者側の供給意欲も増加していくとともに様々な形で有機農産物が流通し始めた。しかし、その商品としての解釈が一定せず、信頼性の低下が問題となった。こうした混乱を避けるために有機農産物の基準を求める声が大きくなり、1993年にはガイドラインという強制力を持たない形ではあるが、農水省による基準が策定されるまでになった。

しかし、このガイドラインによって有機農産物の実質的なレベル分けは可能となったが、本来の意味での有機農産物が一般の市場流通によって消費者に供給される体制が整ったとは言い難い。したがって、現在はこの基準が有効に機能していくかどうかを検証する過程にあるとあってよい。序章においては以上のように問題の所在を示した。

1章では、有機農業の意義を検討し、有機栽培による生産の原理と有機農産物の価値属性と商品特性及びそれに適合した受容形態の必要性を明らかにした。

有機農産物は原理的に市場流通に対する適合性が低いため、特殊な流通形態を必要とする。その特徴は生産優位のシステムとして捉えられがちであるが、本質的には生態系の循環優位の原理によって運営されるものである。そのため結果的に、栽培品目だけでなく供給数量にさえも消費優位の方式は採用されにくい。この様に、有機農産物に適合した生産・流通システムは、生産者にとっては参入しやすく消費者にとっては継続しがたいものとなる。しかしながら、安全性をその主要な属性とする商品にとっては、産消提携という持続的な供給・需要関係の維持が情報の非対称性の解消に必要となることを示した。

2章では、有機農業を実践する新規就農者の営農実態を分析し、それが有機農業の原理に適合した方法であることを実証した。

有機農業の困難は、栽培技術の難しさではなく、消費者との提携を必要とするところにある。この点において、慣行栽培から転換した農家よりも消費者の要求を理解できる経験を持った新規就農者の方が適性が高い。新規就農者は、有機栽培の意義と消費者の要求の背景を理解し、両者を適合させた技術及び作付体系を採用していることを示した。

3章では、産消提携の実態を分析し、その規模毎に異なる特徴を明確にし、有機栽培による農産物の供給に適合した方法が存在することを示した。

兵庫県には、産消提携を分析するに十分な多様性を持った生産者と消費者団体が存在する。これらの特徴的な事例を比較分析すれば、消費規模が大きくなると生産者の営農形態は単一的となり、小さくなれば複合的となる関係が認められる。また、提携毎の野菜取扱額の年間推移のパターンから有機栽培による産出サイクルを明らかにし、提携毎の適合性を確認した。

4章では、3章の実態分析に基づいて、提携価格の持つ特徴と機能を市場価格との比較によって明確にした。

提携による消費者価格は、一般の認識と異なり市場価格よりも低く設定されている。逆に、生産者価格は市場出荷価格よりも高く、その差は特に生産者価格において大きい。この提携価格の機能的な働きは、数量調整にではなく、有機農産物の価格発見機能と地域の潜在生産力の再発見機能に認められることを示した。

5章では、生産者と消費者の提携形態とその運営方法によって産消提携を類型化し、有機農業運動の成立展開過程を産消提携の類型多様化過程として明らかにした。

産消提携の組織的形態だけでなく運営形態を分析することによって、新たな類型化が可能となる。成立年代の推移、有機農業運動の展開に伴って3類型が現れ、現在それらの併存によって多様化しているが、全体的には2分化の傾向が表れていることを示した。

以上の様に、有機農業の理念を実践するには産消提携という運動形態が必要であり、その形態は環境条件の変化に伴って変化し、多様化していくことを明らかにし、産消提携の今後の展開方向の一つとしての小規模提携の可能性を示した。

その論拠としては、価値観の多様化によって特定の領域における大規模組織の成立が困難になってきつつあること。また、本来的に組織運営は大規模するほど複雑さを増し、任意団体という形態では高度な経営管理が困難であること。さらに、産消提携に固有のものとして、有機農業の大規模化の困難が挙げられた。

ほとんどの産消提携団体が任意団体であることから、組織の維持運営に関する意思決定には、生産性や合理化原理よりも人間性や社会的意義が重要な基準として採択されやすい。したがって、団体の分離独立も経済的適性規模を求めた結果の行動というよりも意見の衝突によることが多い。つまり、経済的合理性のために嫌な人間と意見の調整をするよりも、多少不経済であっても意見のあった少人数で負担を分担する方がボランティアの行動としては納得しやすい。

以上のことから、有機農産物の取扱が一般市場流通に広がり始めている現在においても、完全な有機農産物を提供できる条件は、生産者と消費者を結びつける媒体が任意団体であるか、商業団体であるかを問わず、かなり限定されたものである。

小規模の取り引きのなかでこそ、最適基準によるものではなく満足基準による均衡点が求められる。そうした小規模提携が広くネットワークを形成していくことで、ネットワーク全体も均衡しつつ機能していくという状況こそが有機農業にふさわしい運動形態であろう。そうした運動展開形態を形成していくことが、有機農業運動が当初に構想した社会改革を同時に果たしていくことになるといえる。

今後は、このネットワーク形成のメカニズムと、その結接点を導き出すべき情報の内容及び伝達の在り方の分析・構築が重要な課題となると思われる。

論文審査の結果の要旨

従来、生産者と消費者との直接的提携、つまり産消提携でしか流通し得なかった有機農産物が、1980年代後半から次第に市場における需要が顕在化し、一方、生産者側の供給意欲も高まるにつれ、中央卸売市場流通や量販店契約を含め多様なルートで流通し始めるようになった。そうなれば、当然表示基準が問題となるのであり、1993年に農水省は「有機農産物等特別表示ガイドライン」を制定した。しかし、この表示基準は強制力がないだけでなく、内容が複雑で、とくに消費者にとって分かり難い内容となっている。

消費者のライフスタイルの変化や流通業界の積極的な対応など、今後、有機農産物の流通はますます多様化しそうではあるが、現実的には有機農産物流通は生産者と消費者の直接的提携を基礎とし、両者の強い絆の下で流通しているのが実態である。そこで、本論文では、極めてユニークな生産者と消費者の直接的提携、つまり産消提携の機能を分析し、有機農業の持続的成立を可能とする経済的条件と今後の課題を検討する。

まず第1章では、有機農業の意義を検証し、有機農業による生産の原理と有機農産物の価値属性と商品特性、およびそれに適合した受容形態の必要性を明らかにする。つまり、安全性をその主要な属性とする商品にとっては、産消提携という持続的な供給・需要関係の維持が情報の非対称性の解消に必要となることを示している。

第2章では、有機農業を実践する新規就農者の営農実態を分析し、それが有機農業の原理に適合した方法であることを実証している。有機農業の困難は、技術的困難にあるというより消費者との提携を必要とするところにある。この点において、消費者の要求を理解出来る経験を有した新規就農者の方が適性が高い。新規就農者は有機農業の意義と消費者の要求の背景を理解し、両者を適合させた技術体系を採用しているケースが多いことを明らかにしている。

第3章では、産消提携における有機農産物の取扱実態を分析し、提携規模によって異なる特徴を明らかにし、有機農業による農産物の供給に適合した方法が存在することを示している。つまり、消費規模が大きくなれば生産者の営農形態は単一的となり、規模が小さくなれば複合的となる傾向が認められるとし、また、提携取扱高のパターンから有機農業の産出サイクルを明らかにし、提携ごとの適合性を検証している。

第4章では提携価格の特徴と機能を市場価格との比較を通じて明らかにしている。提携による消費者価格は一般の認識と異なり市場価格より低く設定されるケースが多い。逆に生産者価格は市場出荷価格よりも高く、その差はとくに生産者価格において大きい。この提携価格の機能的な働きは、数量調節的ではなく、有機農産物の価格発見機能と地域の潜在生産力の再発見機能に認められると論じている。

第5章では、生産者と消費者の提携形態とその運営方法によって産消提携を類型化し、有機農業運動の成立展開過程を産消提携の類型多様化過程として明らかにしている。つまり、成立年代の推移、有機農業運動の展開にともなって3類型が現れ、現在、それらの並存によって多様化しているが、全体的には2分化の傾向が現れつつあることを明らかにしている。

かくして、有機農業の理念を実践するには産消提携という運動形態が必要であり、その形態は環境条件の変化に伴って変化し、多様化していくことを明らかにし、産消提携の今後の展開方向の一つとして小規模提携のネットワーク化の可能性を示唆している。

この小規模提携の中でこそ、最適基準によるものではなく満足基準による均衡点が求められる。そ

うした小規模提携が広くネットワークを形成していくことで、ネットワーク全体も均衡しつつ機能していくという状況が有機農業にふさわしい運動形態であり、そうした運動形態を形成していくことが、有機農業が当初に構想した社会改革を同時に果たしていくことになる」と指摘する。

以上のように、本研究は、有機農業における特徴的な産消提携の機能に関して多面的に分析し、これまでほとんどなされてこなかった価格分析ならびに組織分析を通じて産消提携こそが有機農業の持続的な成立に適合的な形態であることを実証し、世界的にも新しい研究分野である有機農業の研究において重要な知見を得たものとして価値ある集積であると認められる。

よって、学位申請者 波野豪は、博士（農学）の学位を得る資格があると認める。